

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2019

12

Vol.31

1 ゆんたくひんたく

3 マイナンバーカード等への旧姓の併記が施行

2 パワハラ防止措置の義務化へ

4 短納期発注を抑制する厚生労働省リーフレット

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

早いもので今月号が2019年最後の事務所通信となります。皆様には今年も一年大変お世話になりまして感謝申し上げます。

さて、先日気持ちのいい秋晴れの中、保育園の有志たちで育てたさつま芋堀りをして休日を楽しみました。

4月に立てた計画を元に 無農薬無化学肥料で畑をされている方に場所の提供と畝の準備をお願いし、6月の晴天の日、さつま芋の苗を植えました。

ところがある日、いのししが入ってさつま芋畑が荒らされてしまったのです。夏の暑い中、何度も雑草取りをして大切に育てていたのに、とても落ち込みました。一部被害はありましたが、すぐに柵を設置する対策を講じたので、その後の被害は防ぐことができました。

そして芋堀り当日、堀ると次々と出てくる芋にみんな大喜び、あちこちで歓声があがりました。自分たちで植え、手をかけて育てたので収穫の喜びもひとしおです。

さつま芋は、1ヶ月後くらいが甘くなって美味しいそうなので、次は芋もちを作る予定です。自分たちで育てたさつま芋は格別でしょうから、今から楽しみにしています。(小林)



パワハラ防止措置の義務化

大企業では令和2年6月1日から施行の見込み

労働政策審議会の雇用環境・均等分科会において、「パワハラ防止対策の法制化（パワハラ防止措置の義務化など）」が盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月5日公布）」の施行期日を定める政令の案が示されました。同分科会で示された指針の素案と合わせて、ポイントを紹介します。

パワハラ防止措置の義務化 施行期日と指針の案をチェック

【確認】 職場におけるパワー・ハラスメントの防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（パワハラ防止措置の義務化）。これに合わせて、「職場におけるパワー・ハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（パワハラ防止措置等の指針）」が策定されることになっています。



＜パワハラ防止措置の義務化の施行期日（案）は？＞

- 公布後1年以内の政令で定める日 ……………その政令で定める日は「令和2年6月1日」
- ただし中小企業では、公布後3年以内の政令で定める日までの間は努力義務 ……………その政令で定める日は「令和4年3月31日」

＜パワハラ防止措置等の指針の素案のポイントは？＞

- パワハラに該当する例・該当しない例が、「身体的な攻撃」、「精神的な攻撃」、「人間関係からの切り離し」、「過大な要求」、「過少な要求」、「個の侵害」という典型的な6類型に分けて示されています。
例) 精神的な攻撃について
(該当すると考えられる例)
 - 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。
 - 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。
(該当しないと考えられる例)
 - 遅刻や服装の乱れなど社会的ルールやマナーを欠いた言動・行動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して強く注意をすること。
 - その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、強く注意をすること。
- 企業に防止対策を義務づける労働者には、正社員のほか、パートタイム労働者や契約社員などの非正規雇用労働者も含むことなどが明確にされています。
- 事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容は、いわゆるセクハラ指針と同様です。
(①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談(苦情を含む。))に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③事後の迅速かつ適切な対応、④その他、プライバシーを保護するために必要な措置など)



★ 指針については詳細を詰めているところですが、施行期日はほぼ確定といえる段階です。

準備に向けて、質問などがございましたら、気軽にお声掛けください。



KurouDoからのお知らせ

当事務所は、以下の期間、年末年始休暇とさせていただきます。

期間：12月28日（土）～1月5日（日）

なお、1月6日（月）から通常通り営業させていただきます。

休暇中に頂戴したメール等につきましては、1月6日より順次ご対応させていただきます。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

住民票・マイナンバーカード等への旧姓の併記 施行されています

住民票、マイナンバーカード等へ旧姓（旧氏）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、令和元年（2019年）11月5日から施行となりました。その概要を確認しておきましょう。

住民票、マイナンバーカード等への旧姓（旧氏）の併記のポイント

●この改正により、婚姻等で姓（氏：うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた姓（氏）をマイナンバーカード等に併記し、各種証明に利用することができるようになります。

たとえば、就職・転職時などの仕事の場面でも、旧姓（旧氏）で本人確認をすることが可能になるということです。企業実務を行う上でも、知っておきたい改正といえます。

以下に、総務省が周知用に作成したリーフレットのの一部を紹介しておきます。



旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場で、その証明に使えます。



こんなときに!

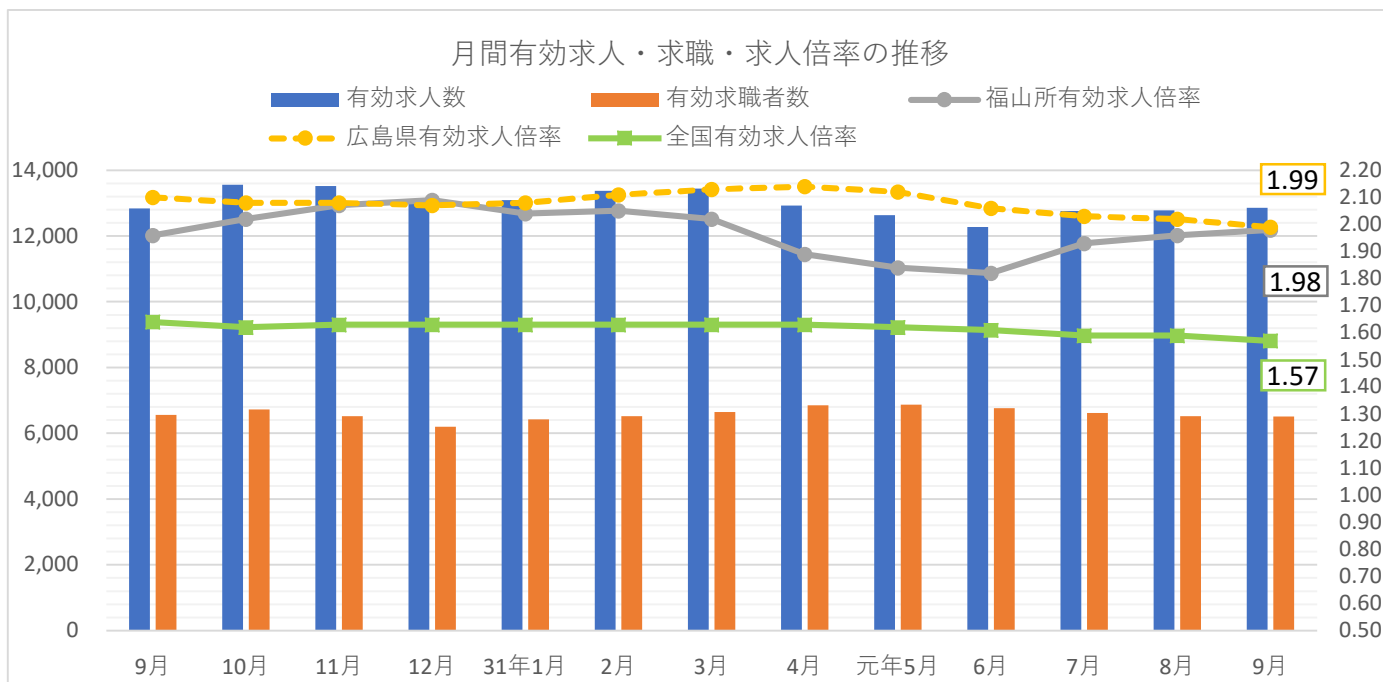
就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



★ 今後、各種行政手続における具体的な注意点などが通知されることがありましたら、必要な情報はお伝えいたします。

2019年9月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2019(令和元)年11月号等を加工して作成



トビウツ「ダメ！短納期発注！！」厚生労働省がリーフレットを公表

働き方改革関連法により労働時間等設定改善法が改正され、令和元年（2019年）4月から、事業主は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮をするように努めなければならないこととされています。

この改正について、厚生労働省からリーフレット「ダメ！短納期発注！！」が公表されています。そのポイントを紹介します。

——— 厚生労働省リーフレット「ダメ！短納期発注！！」のポイント ———

このリーフレットでは、事業主の皆様に対して、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図るように呼びかけています。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

注意！ 極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度が適用されることがあります。

★ 短納期発注等を抑制するための規制は、企業の立場（発注する側かされる側）によって捉え方が違ってきます。発注する側は遵守する必要があり、発注される側は上記のような取組を取引先に要求できるということになります。双方の立場にある企業様も多いと思いますが、それぞれの立場に応じたアドバイスをさせていただきます。なにかあればお声掛けください。

お仕事 カレンダー 12月



12/10

- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付（2020年1月6日）
- 10月決算法人の確定申告と納税・翌年4月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 翌年1月・翌年4月・翌年7月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com